

令和4年度いばらきオーガニック生産拡大加速化事業費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、いばらきオーガニック生産拡大加速化事業実施要領（以下、「実施要領」という。）に基づいて行う事業を実施する事業実施主体に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、茨城県補助金交付規則（昭和36年6月19日茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 この要項による補助金交付の対象となる事業及び経費、補助率、補助金額、対象となる事業実施主体は、別表1のとおりとする。

2 知事は、事業実施主体が行う本事業を実施するために必要な経費について、成果目標等設定状況等に応じ、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を所在する市町村長（以下「市町村長」という。）及び農林事務所長（以下「所長」という。）を経由して知事に提出しなければならない。

2 規則第4条に定める交付申請書の所定の期日は、知事が別に定める。

3 事業実施主体は、第1項の交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、第3条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）によりその旨を事業実施主体に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第5条 事業実施主体は、第3条第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第4条の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下げ書（様式第3号）を市町村長及び所長を経由して知事に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第6条 事業実施主体は、別表2に定める重要な変更該当するときは、あらかじめ変更等承認申請書（様式第4号）を市町村長及び所長を経由して知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第7条に規定する軽微な変更については、この限りでない。

2 知事は、前項の規定により変更等承認申請書が提出されたときは、申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金変更承認通知書（様式第5号）により、事業実施主体に通知するものとする。

（軽微な変更）

第7条 規則第6条第1項第1号の知事が定める軽微な変更は、別表2の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

（補助事業の中止等）

第8条 事業実施主体は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由を記載した中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市町村長及び所長を経由して知事に提出し、承認を受けなければならない。

（事業遂行状況報告）

第9条 事業実施主体は、補助金の交付決定に係る年度の11月末日現在において、事業遂行状況報告書（様式第7号）を作成し、状況報告時点日の翌月15日までに市町村長及び所長を経由して知事に報告しなければならない。ただし、第10条の規定により概算払請求書（様式第8号）を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項に規定する時期のほか、知事は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、所長及び市町村長を経由して事業実施主体に対して当該補助事業等の遂行状況について報告を求めることができる。

（概算払の請求）

第10条 事業実施主体は、第4条の交付決定通知をもとに補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、概算払請求書（様式第8号）を市町村長及び所長を経由して知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 事業実施主体は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、当該補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は令和5年2月28日のいずれか早い期日までに実績報告書（様式第9号）、実績写真集（様式第10号）ただし、実施要領別記1及び別記2に該当する事業に限る。）、支出証拠書等及び各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添えて、市町村長及び所長を経由して知事に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、第3条第3項のただし書きにより交付の申請をした場合は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助事業に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。なお、前項の実績報告書を提出した後において、消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（減額して報告した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（様式第11号）により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けて、これを返還しなければならない。また、当該補助金に係る消費税等仕入控除税

額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年5月30日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 知事は、第11条第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業等の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金確定通知書(様式第12号)により事業実施主体に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、その超える部分の補助金等の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金等の返還は、知事の定めた期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(額の再確定)

第13条 事業実施主体は、第12条第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合には、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第11条第1項に準じて提出するものとする。

2 知事は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第12条第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第12条第2項及び第3項の規定は前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第14条 知事は第8条の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第4条の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 実施要領に定める要件を満たさないことが判明した場合(特に有機JAS認証取得を満たさないことが判明した場合は全部を取り消し)。

(2) 実施要領第7に定める事業実施状況の報告に虚偽があった場合。

(3) 補助事業者が、法令、本要項又は法令若しくは本要項に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合。

(4) 補助事業者が、補助金等を本事業以外の用途に使用した場合。

(5) 補助事業者が、補助事業等に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合。

(6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、第1項第1号から第6号までの規定による取消しをした場合において、前項の

返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、
年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第 2 項の規定による補助金の返還及び前項の規定による加算金の納付については、第 12 条第 3 項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第 15 条 事業実施主体は、本事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第 16 条 取得財産等のうち、規則第 20 条第 2 号の知事が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 10 万円以上の機械及び器具とする。

- 2 規則第 20 条第 1 項に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については期間の定めなく。）とする。

- 3 事業実施主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部若しくは一部を県に納付することを条件とすることがある。

(補助金等の経理)

第 17 条 事業実施主体は、補助事業等についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業等の収入及び支出を記載し、補助金等の使途を明らかにしておかななければならない。

- 2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。ただし、消費税法第 58 条の規定による帳簿の保存は、同法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）第 71 条に規定する期間とする。

- 3 事業実施主体は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前 2 項に規定する帳簿等に加え、財産管理台帳（様式第 13 号）その他関係書類を整備保管しなければならない。

- 4 前 3 項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(補足)

第 18 条 この要項に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要項は、令和 4 年 7 月 15 日から施行する。

別表1

1 オーガニック生産規模拡大のための農業機械・資材等の導入支援事業			
経費	補助率	補助額	対象となる事業実施主体
有機農産物の生産性向上を図ることができる、生産、出荷調整に係る農業機械、資材等の導入経費 (但し、資材は、パイプハウスの骨材及び被覆資材に限る)	本体価格の 1/2以内	1 経営体の補助額上限を1,000万円とする。	市町村協議会、農協、営農集団等の農業団体及び農業法人、農業者で実施要領第4の要件を満たす者
2 オーガニック生産性向上資材支援事業			
経費	補助率	補助額	対象となる事業実施主体
有機農産物の生産性向上のために必要な消費資材で実施要領別記2表1に該当する経費	資材費の 税抜き価格の 1/2以内	補助額上限2万円/10a。 なお、環境保全型農業直接支払交付金の有機農業の区分で交付を受けている者は、補助額上限(2万円-有機農業区分支援単価/2)/10aとする。 1 経営体の補助額上限を200万円とする。	市町村協議会、農協、営農集団等の農業団体及び農業法人、農業者で実施要領第4の要件を満たす者
3 いばらき有機 JAS 認証取得支援事業			
経費	補助率	補助額	対象となる事業実施主体
(1) 有機 JAS 講習会受講に係る経費 ・講習会の受講料(教材費を含む。)の実費のみ (2) 有機 JAS 認証費用に係る経費 ・認証機関事務費(申請費、書類審査費、判定費、証明書発行費等) ・検査費 ・検査員旅費(交通費のみ、宿泊費は対象外) ・追加・変更のための臨時確認調査の審査経費	定額	(1) 1 農業者あたりの上限額は30,000円 (2) 1 農業者あたりの上限額は150,000円	市町村協議会、農協、営農集団等の農業団体及び農業法人、農業者で実施要領第4の要件を満たす者

別表2

重要な変更	経費の配分の変更	事業実施主体における事業費の30%を超える増減	
	事業の内容変更	1 事業実施主体の変更	2 事業の中止又は廃止

様式第1号（第3条関係）

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

（住所）〒

（事業実施主体名）

（代表者氏名）

令和4年度いばらきオーガニック生産拡大加速化事業費補助金交付申請書

令和4年度において、下記のとおり事業を実施したいので、令和4年度いばらきオーガニック生産拡大加速化事業補助金交付要項第3条の規定により、いばらきオーガニック生産拡大加速化事業費補助金 円の交付を申請する。

記

別添の通り

様式第1号 別添（実施要領_別記1）

1 事業の概要

事業実施主体	氏名又は名称（代表者氏名） 住所		
栽培品目			
受益面積 (うち有機 JAS 認証面積)	()		
有機 JAS 認証 取得状況	<input type="checkbox"/> 有機 JAS 認証取得済み 認定機関名： 認定番号： 認証面積：(a)		
	<input type="checkbox"/> 有機 JAS 認証 転換期間中 (認証取得予定時期：令和 年 月) 認定機関名： 認定番号： 認証面積：(a)		
	<input type="checkbox"/> 有機 JAS 認証取得予定 認定機関名： (取得予定時期：令和 年 月 面積 a)		

2 事業の目的

--

3 事業の内容

導入予定機械 導入予定資材	事業量 (台数、面積等)	事業費	備考
		円	
計		円	

4 経費の配分及び負担区分

事業 区分	総事業費	負担区分			備 考
		県	事業実施主体	その他	
	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

注1 備考欄には消費税等仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

5 事業完了年月日

令和 年 月 日

6 添付書類

- 1 事業実施計画の承認に係る通知の写し
- 2 見積書
- 3 有機 JAS 認定証の写し（取得している面積が確認できること）
- 4 その他必要と認められるもの

7 振込先口座

振込先金融機関							
振 込 口 座	預金種別	1. 普通 2. 当座 3. その他 ()					
	口座番号						
	フリガナ						
	名義人氏名						

5 事業完了年月日

令和 年 月 日

6 添付書類

- 1 事業実施計画の承認に係る通知の写し
- 2 見積書
- 3 有機 JAS 認定証の写し（取得している面積が確認できること）
- 4 その他必要と認められるもの

7 振込先口座

振込先金融機関							
振 込 口 座	預金種別	1. 普通 2. 当座 3. その他（ ）					
	口座番号						
	フリガナ						
	名義人氏名						

様式第1号 別添（実施要領_別記3）

1 事業の概要

事業実施主体	氏名又は名称（代表者氏名） 住所		
消費税の取扱	<input type="checkbox"/> 一般課税事業者	<input type="checkbox"/> 簡易課税事業者	<input type="checkbox"/> 免税事業者
栽培品目			
受益面積 (うち有機JAS認証面積)	()		
有機JAS認証 取得状況	<input type="checkbox"/> 有機JAS認証取得済み 認定機関名： 認定番号： 認証面積：(a)		
	<input type="checkbox"/> 有機JAS認証 転換期間中 (認証取得予定時期：令和 年 月) 認定機関名： 認定番号： 認証面積：(a)		
	<input type="checkbox"/> 有機JAS認証取得予定 認定機関名： (取得予定時期：令和 年 月 面積 a)		

2 事業の目的

--

3 事業の内容

(1) 有機JAS講習会の受講

実施年月日	講習会を開催する認定機関名	受講者名	事業費

(2) 有機JAS認証検査

実施年月日	検査を依頼する認定機関名	検査を受ける ほ場面積(a)	検査を受ける 当該ほ場の栽培品目 (主要3品目)	事業費

4 経費の配分及び負担区分

事業の内容	総事業費	負担割合			備考
		県	事業実施主体	その他	
有機JAS講習会受講	円	円	円	円	
有機JAS認証検査	円	円	円	円	
合計	円	円	円	円	

注1 備考欄には消費税等仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

5 事業完了年月日

令和 年 月 日

6 添付書類

- 1 事業実施計画の承認に係る通知の写し
- 2 見積書
- 3 有機 JAS 認定証の写し（取得している面積が確認できること）
- 4 その他必要と認められるもの

7 振込先口座

振込先金融機関							
振 込 口 座	預金種別	1. 普通 2. 当座 3. その他 ()					
	口座番号						
	フリガナ						
	名義人氏名						

〇〇〇 〇〇〇 殿

茨 城 県 知 事

令和4年度いばらきオーガニック生産拡大加速化事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった標記補助金について、令和4年度いばらきオーガニック生産拡大加速化事業費補助金交付要項第4条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金交付対象となる事業は、令和 年 月 日付で申請（以下「申請書」という。）のあった令和4年度いばらきオーガニック生産拡大加速化事業費補助金とし、その内容は申請書の補助事業の内容欄記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における当該補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。
 - (1) 補助事業に要する経費 金 _____ 円
 - (2) 補助金の額 金 _____ 円
- 3 補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、申請書の経費の配分の欄記載のとおりとする。
- 4 交付決定の通知を受けた事業実施主体は、次の法律、要項、要領等に従わなければならない。
 - (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、同施行令(昭和30年政令第255号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)
 - (2) 茨城県補助金等交付規則(昭和36年6月19日茨城県規則第67号)、いばらきオーガニック生産拡大加速化事業実施要領、令和4年度いばらきオーガニック生産拡大加速化事業費補助金交付要項（以下「補助金交付要項」という。）
- 5 交付条件として、補助金交付要項第14条に掲げる事項に該当するときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することがある。
- 6 補助金に係る消費税等仕入控除税額については、補助金交付要項に定めるところにより、その額が明らかになった場合には、その額の全部又は一部を減額又は返還することがある。

- 7 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について、証拠書類を事業終了の年度の翌年度から起算して5カ年間整備保管しなければならない。
- 8 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。
- 9 前項の財産のうち1件当たりの取得価格10万円以上の財産について、「減価償却財産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）においては、知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付又は担保に供してはならない。なお財産の処分等の取扱いについては、国補事業（平成20年5月23日付20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）に準じた取扱いを行うものとする。
- 10 前号に定める期間において、知事の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 11 補助事業により取得した財産で、処分制限期間を経過しない場合においては、様式第13号の財産管理台帳及びその関係書類を整備保管しなければならない。
- 12 事業を遂行するため、売買、その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

茨城県知事 殿

（住所）〒

（事業実施主体名）

（代表者氏名）

令和4年度いばらきオーガニック生産拡大加速化事業費補助金交付申請の取下げ書

令和 年 月 日付け農技第 号をもって交付決定の通知を受けた令和4年度いばらきオーガニック生産拡大加速化事業費補助金の申請について、同事業補助金交付要項第5条の規定に基づき、下記の事由により申請を取り下げます。

記

取り下げる事由

茨城県知事 殿

（住所） 〒

（事業実施主体名）

（代表者氏名）

令和4年度いばらきオーガニック生産拡大加速化事業費補助金変更等承認申請書

令和 年 月 日付け農技第 号で交付決定の通知を受けた令和4年度いばらきオーガニック生産拡大加速化事業費補助金について、同事業補助金交付要項第6条第1項の規定により、下記のとおり計画を変更したいので申請します。

記

1 変更の理由

2 経費の配分及び負担区分

（変更前）

区分	補助事業に要する経費 (A+B+C)	負担区分			備考
		県 (A)	事業実施主体 (B)	その他 (C)	
	円	円	円	円	
合計					

(変更後)

区分	補助事業に要する経費 (A+B+C)	負担区分			備考
		県 (A)	事業実施主体 (B)	その他 (C)	
	円	円	円	円	
合計					

(注) 備考欄には、消費税等仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかではない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

3 事業の完了予定年月日 令和〇年〇〇月〇〇日

(注) 添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること（申請時以降変更のない場合は省略できる）。

様式第5号（第6条関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

〇〇〇 〇〇〇 殿

茨 城 県 知 事

令和4年度いばらきオーガニック生産拡大加速化事業費補助金
変更承認通知書（通知）

令和 年 月 日付けで申請のあった令和4年度いばらきオーガニック生産拡大加速化事業費補助金に係る事業内容の変更については、下記のとおり承認したので通知します。

記

- 1 変更承認（変更交付決定）する内容は、令和 年 月 日付けで申請のあった変更承認申請書に記載のとおりとする。
- 2 変更後の補助事業に要する経費及び補助金の額については、次のとおりとする。
- 3 補助金交付の条件等については上記のほか、令和 年 月 日付け農技第 号に記載のとおりとする。

茨城県知事 殿

（住所） 〒

（事業実施主体名）

（代表者氏名）

令和4年度いばらきオーガニック生産拡大加速化事業費補助金
中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け農技第 号で交付決定の通知を受けた令和4年度いばらきオーガニック生産拡大加速化事業費補助金に係る事業を中止（廃止）したいので、同事業補助金交付要項第8条の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 中止（廃止）する理由
- 2 事業の遂行状況（単位：円）
- 3 中止の期間（廃止の時期）
- 4 事業実施の見通し（中止の場合）

（注）中止（廃止）の理由を明らかにできる証拠書類があれば添付すること。

茨城県知事 殿

（住所） 〒

（事業実施主体名）

（代表者氏名）

令和4年度いばらきオーガニック生産拡大加速化事業費補助金事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け農技第 号で交付決定の通知を受けた令和4年度いばらきオーガニック生産拡大加速化事業費補助金について、同事業補助金交付要項第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		令和〇年〇月〇日 までに完了したもの		令和〇年〇月〇日 以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額（事業の実施に伴い支払が見込まれる額）を記載すること。
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

茨城県知事 殿

（住所）〒

（事業実施主体名）

（代表者氏名）

令和4年度いばらきオーガニック生産拡大加速化事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け農技第 号で交付決定の通知を受けた令和4年度いばらきオーガニック生産拡大加速化事業費補助金について、同事業補助金交付要項第10条の規定により、下記のとおり金 _____ 円を概算払によって交付されたく請求します。

記

1 概算払いの理由

2 内訳

区分	既受領額		今回請求額		残額		事業完了予定年月日	備考
	金額	出来高	金額	出来高	金額	出来高		
	円	%	円	%	円	%		

振込先金融機関				
振込口座	預金種別	1.普通	2.当座	3.その他()
	口座番号			
	フリガナ			
	名義人氏名			

茨城県知事 殿

（住所）〒

（事業実施主体名）

（代表者氏名）

令和4年度いばらきオーガニック生産拡大加速化事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け農技第 号をもって交付決定の通知を受けた令和4年度いばらきオーガニック生産拡大加速化事業費補助金について、下記のとおり実施したので、同事業補助金交付要項第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

なお、併せて精算額として、いばらきオーガニック生産拡大加速化事業費補助金〇〇〇〇〇〇円の交付を請求します。

記

- (注) 1 記の記載様式は、様式第1号別添に準ずるものとする。
なお、軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるように、変更部分を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
- 2 実施要領別記1及び別記2に該当する事業は、実績写真集（様式第10号）を添付すること。
- 3 実施要領別記1の事業は、財産管理台帳（様式第13号）を添付すること。

様式第 10 号（第 11 条関係）

令和 4 年度いばらきオーガニック生産拡大加速化事業実績写真

事業実施 主体名		所在地	
事業内容		設置場所 利用場所	
着工年月日		完了年月日	
事業費		県費	

（注）事業毎に作成すること。

（写真貼付欄）	写真説明
（写真貼付欄）	写真説明
（写真貼付欄）	写真説明

茨城県知事 殿

（住所） 〒

（事業実施主体名）

（代表者氏名）

令和 4 年度消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け農技第 号で交付決定の通知を受けた令和 4 年度いばらき
オーガニック生産拡大加速化事業費補助金について、同事業補助金交付要項、第 11 条
第 2 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額
金 円
- 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額
金 円

様式第 12 号（第 12 条関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

〇〇〇 〇〇〇 殿

茨 城 県 知 事

令和 4 年度いばらきオーガニック生産拡大加速化事業費補助金
額の確定通知書（通知）

令和 年 月 日付けで実績報告のあった令和 4 年度いばらきオーガニック生産拡大
加速化事業費補助金については、茨城県補助金等交付規則（昭和 36 年茨城県規則第 67
号）第 14 条の規定により、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

補助金交付確定額 円

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名 _____

地区名：					事業実施年度：			補助金名：							
事業種類	事業の内容				工期		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		摘要	
	事業主体	名称	設置場所	事業量	着工年月日	竣工年月日	総事業費	負担区分			耐用年数	処分制限年月日	承認年月日		処分の内容
								県	事業実施主体	その他					
	小計														
	小計														
	合計														

- (注) (1) 処分期限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 (2) 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸し付け、担保提供等別に記入すること。
 (3) 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 (4) この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の様式をもって財産管理台帳に替えることができる。